

## 三島市地域防災計画改訂の概要

三島市地域防災計画の改訂の概要は、以下のとおりである。

## 1 国及び県計画の修正等に伴う修正

## (1) 多様な主体と連携した被災者支援

編	章	項目	修正要旨	頁
共通	2	第 10 節 ボランティア活動に関する計画	災害発生時に迅速な支援に結びつけるため、ボランティア団体と被災自治体のニーズを調整する「災害中間支援組織」との連携強化など、ボランティア活動の環境整備を図ることを記載	4 5

## (2) 法律の改正等

編	章	項目	修正要旨	頁
共通	2	第 2 節 通信施設整備改良計画	「障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る施策の推進に関する法律」や「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」等の施行・改正に伴い、障害のある方への情報伝達体制の整備や所有者不明土地を活用した防災対策の推進などを記載	2
		第 20 節 災害に強いまちづくり		7

## 2 市及び県において実施する施策等の反映

## (1) 避難所の環境整備等

編	章	項目	修正要旨	頁
共通	2	第 5 節 住民の避難体制	要配慮者にも配慮した施設・設備の整備や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めること等を記載	3 4
共通	3	第 7 節 避難救出計画	指定避難所の運営に関し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援することを記載	12

## (2) 県による支援の充実

編	章	項目	修正要旨	頁
共通	3	第3節 動員・応援・受援計画	県が新たに位置付けた「市町支援機動班」が派遣されることを記載	8

## 3 火山災害対策編の修正

富士山火山防災対策協議会において、令和3年3月に公表された「富士山ハザードマップ（改訂版）」を踏まえ、令和5年3月、「富士山火山広域避難計画」が「富士山火山避難基本計画」に改称のうえ改定された。その内容を受け、県内関係市町が共通認識を持って避難計画を策定するために必要な項目を記載。

### 【富士山噴火に対する避難の考え方】

噴火現象	影響想定範囲	避難の考え方	頁
溶岩流	佐野～西若町	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響想定範囲の全域が「第6次避難対象エリア（噴火後7日間～約57日間到達範囲）」であることから、噴火後に、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火口位置の情報が提供され、その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設定する。</li> <li>噴火警戒レベル上昇時における自主的な事前避難を妨げるものではない。</li> </ul>	22 ～ 24 33 34
降灰	市内全域	屋内退避	22 ～ 24

## 4 その他修正事項

編	章	項目	修正要旨	頁
共通	1	第2節 市の自然条件	人口、人口密度の時点修正	1
共通	2	第5節 住民の避難体制	新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したことを踏まえた必要な修正	2 ～ 4
	3	第3節 動員・応援・受援計画		8
		第7節 避難救出計画		12 13